

法律ネットワーク

SR・FP研究会ニュース

<http://www.jimusupport.co.jp>

頼れる企業のアドバイザー

株式会社 事務サポート

社会保険労務士 青木・小畑・斉藤・佐藤・渡邊

税理士・青木信三

〒144-0052 大田区蒲田 4-47-5 第二石井ビル 602

TEL: 03-3731-8046 FAX: 03-3731-8907

パートタイム労働法の改正について

平成27年4月1日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法が変わります。

※パートタイム労働法の対象となるパートタイム労働者とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」のことで。

1. パートタイム労働者の公正な待遇の確保

(1) 差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大〈第9条〉

有期労働契約を締結しているパートタイム労働者でも、職務の内容、人材活用の仕組みが正社員と同じ場合には、正社員との差別的取扱いが禁止されます。

【正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の範囲】

<現行>

- (1) 職務の内容が正社員と同一
- (2) 人材活用の仕組みが正社員と同一
- (3) 無期労働契約を締結している



<改正後>

- (1) (2) に該当すれば、賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用をはじめ全ての待遇について、正社員との差別的取扱いが禁止される

例えば、有期労働契約を締結しているパートタイム労働者が、職務の内容も人材活用の仕組みも正社員と同じであるにもかかわらず、正社員には支給されている各種手当の支給対象となっていない場合には、改正後は、正社員と同様に支給対象となることが考えられます。

(2) 「短時間労働者の待遇の原則」の新設〈第8条〉

事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする規定が創設されます。

(3) 職務の内容に密接に関連して支払われる通勤手当は均衡確保の努力義務の対象に〈施行規則第3条〉
「通勤手当」という名称であっても、職務の内容に密接に関連して支払われているものは、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案して決定するよう努める必要があります。

2. パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

(1) パートタイム労働者への説明義務〈第14条〉

実施する雇用管理の改善措置の内容について、パートタイム労働者を雇い入れたとき、および説明を求められたときには説明しなければなりません。

【雇入れ時の説明内容の例】

- ・賃金制度はどうなっているか
- ・どのような教育訓練があるか
- ・どの福利厚生施設が利用できるか
- ・どのような正社員転換推進措置があるか など

【説明を求められたときの説明内容の例】

- ・どの要素をどう勘案して賃金を決定したか
- ・どの教育訓練や福利厚生施設がなぜ使えるか (または、なぜ使えないか)
- ・正社員への転換推進措置の決定に当たり何を考慮したか など

(2) パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備義務〈第16条〉
事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。

【相談に対応するための体制整備の例】

相談担当者を決めて対応させる、事業主自身が相談担当者となり対応する など

(3) 相談窓口の周知〈施行規則第2条〉
パートタイム労働者を雇い入れたときに、事業主が文書の交付などにより明示しなければならない事項に「相談窓口」が追加されます。

3. パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

(1) 厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度〈第18条第2項〉
雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表できるようになります。

(2) 虚偽の報告などをした事業主に対する過料〈第30条〉
事業主が、パートタイム労働法の規定に基づく報告をしないで、虚偽の報告をした場合は、20万円以下の過料に処せられます。

人材不足が問題となっている中で、パートタイム労働者に対して専門的な教育などを行って更なる戦力化を図るといった流れも出てきています。このように職務内容が高度化する中で、待遇について正社員との格差が生じていることはないでしょうか？

法改正への対応はもちろん、パートタイム労働者のモチベーションを高めて、より一層職務に励んでもらうために、相応の待遇を考えていくことは人材戦略上も重要になってくるでしょう。
なお、パートタイム労働者等の待遇を改善した場合に受給できる助成金もありますので、ご興味ありましたら弊所までお気軽にお問い合わせください。



皆さん確定申告終わりましたか？今朝の新聞に「特定空き家」5月に基準 解体・修理指導の対象にと掲載されていまして見られた方も多いと思います。「1年間を通して使用されていない建物」で近隣に危険や迷惑を及ぼす「特定空き家」について、市区町村に解体の指導や勧告、行政代執行を行うことを認めており、大至急指針に沿って対策計画を本格化させて欲しいものです。空き家の増加で景観、倒壊の危険、環境衛生、防犯面での影響が懸念されていますが神奈川県内の空き家総数は2013年に487千戸、県内の75歳以上の1人暮らしの高齢者世帯も約10万世帯にもなるそうで、ますます空き家は増えていくでしょう。空き家の多くは所有者の死後、相続登記がされていない、所有者が不明のものが多くあります。対策としては遺言書の作成支援、成年後見制度の利用による適正管理、撤去の手続きの代行などがあげられます。空き家にしておく理由の一つに固定資産税が住宅地にしておく方が6分の一と安くなるからと言われたりしますが、私は家族の絆が細くなった結果だと思いたしますが？